

九条の樹

68号

2017年8月発行



東久留米「九条の会」ニュース

発行：東久留米「九条の会」

連絡先：Tel 042-473-9489（鈴木）

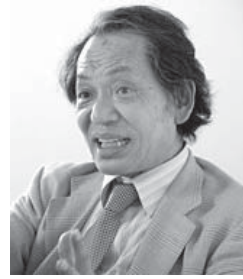
ホームページ：<http://higashikurume-9.net>

メール：higashikurume9@jcom.home.ne.jp

日本国憲法 第9条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法の価値を守り抜こう



安倍首

相は、「日本国憲法」について

「占領下で

アメリカに押し付けられた憲法」と言っています。しかし、「日本国憲法」は第二次世界大戦後の国際的な平和への願いと人権の高まりを背景にして成立したのであって、

占領国であるアメリカ一国の国益中心に作られたものではありません。国産かどうかを基準にするなら、戦前の「大日本国憲法」の方がよほど外国産でした。伊藤博文は、ドイツの法学者にロエスレルに条文を書かせ、第一条を修正して「万世一系の天皇之を統治す」としたのが「大日本帝国憲法」でした。

それに対して「日本国憲法」は、

佐藤 学（学習院大学教授）

二度と戦争を起こさないことの意味と、個人の尊厳を樹立する民主主義社会を建設する意志を国際社会に対して確約した憲法でした。

その象徴が9条です。事実、戦後70年以上にわたって、日本は朝鮮戦争とベトナム戦争において戦争に協力しましたが、一度も戦争を起こさない確約は守り通してきました。世界には200近い国々があります。第二次大戦後、戦争を起こさなかった国は7か国しかありません。その一つが日本です。この事実が、憲法9条の価値を示しています。

私は、広島県で生まれ育ちました。広島県で生まれ育った人で、憲法9条の価値を疑う人はいないでしょう。私の父は戦時中は軍隊を忌避して結核に罹患したり大学の専攻科（大学院）に進学して戦

争から逃げ続けましたが、原爆直後には自ら志願して「ヒロシマ」へ一か月間、ボランティアとして入りました。「ヒロシマ」の腐乱した人体と肉が焦げる臭いは一生身に沁みついて忘れられなかったと語っていました。私の母は、父親が軍部に反対した民政党議員であったため、戦時中は特高警察が常駐して「国賊」扱いをされ、その心理的負い目を抱えて「朝日新聞」の戦争協力キャンペーンの「銃後の婦人」の写真モデルまで経験しています。その母も原爆直後の「ヒロシマ」に親戚の遺骸を探しに一週間入っています。私の誕生そのものが、戦争と原爆の歴史を刻印しているのです。その私が、戦争に反対し、憲法9条を守り抜く闘いを行うのは人生の使命であり、責任だと思っています。

高校時代に最初にデモに参加したのも、平和への願いからでした。福山市のべ平連によるベトナム戦争反対の小さなデモでした。その頃、教育学者である長

田新の『原爆の子』と『ペスタロッツ伝』を読んで、大
学で教育学を学ぶことを決断
しました。戦争のない社会、
暴力のない社会、貧困や差別
のない社会を築くには教育し
かないと思っただからです。

その教育ですが、「日本国
憲法」の教育条項である第26
条は、もともとのマツカー
サー原案にはありませんでし
た。第25条の生存権もそうで
す。この二つは、日本側が準
備し起草し、国会で審議され
て実現した条文です。この二
つの条文の基礎は、戦前の憲
法で最も民主的と評価される
ワイマール憲法に求められま
す。したがって、第26条の「教
育を受ける権利(学習権)は、
第25条の生存権とつなげて認
識する必要があると思ってい
ます。さらに言えば、この「教
育を受ける権利(学習権)は、
「日本国憲法」の枢軸でもあ
る個人の尊厳を謳った第十三
条の「幸福追求権」の精神で

解釈する必要があると思っ
ています。「幸福追求権」は、も
ともアメリカの独立宣言にお
いて、したがってアメリカの憲
法において成立した人権思想で
す。その歴史的伝統を継承し
たのが、憲法の第十三条です。

教育基本法は「教育の目的」
を「人格の完成」と規定してい
ますが、もともと教育刷新委員
会の務台理作委員長は「人間性
の形成」と表現していました。
田中耕太郎文部大臣の主張する
「人格の完成」に対して務台理
作は、その狭隘きょうあいさに憤って委員
長を辞職した経緯があります。
私も同様の意見を持っていま
す。教育の目的は、憲法第十三
条の「幸福追求権」と第二十五
条の「生存権」の実現に求めら
れうべきだと思えます。このよ
うに、「日本国憲法」は、国際
的な憲法の歴史の最先端の思想
を表現して作成されました。子
どもたちの将来と日本社会の未
来のために、その価値を守り抜
きたいと思えます。



「共謀罪とは何か」②

前回の二ユース発行の後、「共
謀法」は強行可決されてしま
いました。世論調査でも国民の多
くが「良くわからない」「国会
での採決に反対」と答えてい
た法案です。学習会での塚田さ
んの話の続きです。

治安維持法について(続き)

1941年に治安維持法は改
定され「国体変革」は結社であ
ろうが個人だろうが、一切認め
ない。「国体を否定するもの」
も罰するように変わりました。
「変革」と「否定」はどう違う
のでしょうか。否定は、心の中
思うだけでも駄目だということ
です。宗教弾圧、思想弾圧に広
がっていったのです。

治安維持法違反の実例です。
1933年2月4日長野県の若

い教師230名が治安維持法で
逮捕されました。昔は逮捕され
たら起訴されなくても教壇には
戻りません。なぜ逮捕されたか
と言えば、教師たちが頑張った
のです。子どもたちが貧困のた
め教科書も買えない状況を見て
自主教材を作ったのです。「修
身(道徳)では「良く学べ」
とあるが、「何のために学ぶの
か大多数の困っている人のため
に尽くす人が好人だ」と解説
をつけました。「担任への注意」
では「児童に対して行儀作法的
なもの、過度の勉強は絶対避け
ろ」とか書いています。子ども
のためにこういう立場で教育を
やったのです。若い教師たちが
これに賛同していつの間にか
200名以上になった。これを
逮捕したのです。

宗教に対する弾圧事件としては
大本教事件があります。第一次
の弾圧は治安維持法の前なので
すが第二次の弾圧は昭和十年で
す。京都の綾部とか亀岡に本部
があったのですが警察が行って
「伊勢神宮と同じようなものを

作りやがって」とダイナマイトで全部壊したのです。もう一つの例は、創価教育学会の当時の牧口会長が伊勢神宮のお札を祀ることを拒否して逮捕され獄死しました。

治安維持法による逮捕者は数十万人に上ります。送検者が7万人、起訴されたのが6550人です。

治安維持法は戦前日本のいろいろな運動をつぶすのに最も大きな役割を果たしました。「共謀法」はこれに匹敵するような法律になりかねないものです。

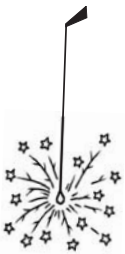
監視社会の問題

2013年にスノーデンという人が暴露しました。本を書いています。彼は「9・11以来社会は一変した。テロ対策と名がつけばあらゆる監視が許されるようになった。NSA（アメリカ国家情報局）は日本語のメールや電話もすべて傍受している」というのです。「フランスではテロ対策として、すべての携帯電話なども傍受する法律を作っているが、相次ぐテロ事

件を防げていない」「大量監視はテロに対して無能なだけでなくアメリカの軍産複合体は、軍監視情報産業複合体になってきた」と言っています。

国家による個人の監視はどこから始まったかというところ、アジアでは1910年代中国に乗り込んだ日本が中国人を識別するために指紋を使い始めました。指紋はイギリスがインドや南アフリカで原住民識別のために使いました。日本本土の朝鮮人には共和手帳を持たせて監視しました。国民にはとなり組を作らせて監視させたのです。戦後憲法ができましたが、外国人登録証は必ず持てとか、指紋捺捺は必ずさせるとかで在日朝鮮人を苦しめました。民主化闘争でやっと廃止させました。

（以下、個人の人權について日本国憲法と、自民党憲法草案の話し、最近の裁判所判決の話しや質疑等がありました。が割愛させていただきます。鈴木）



◆キリスト者九条の会

岸亮夫
（東久留米キリスト者
九条の会共同代表）

毎年行っておりキリスト者九条の会講演会。今年は4月29日に成美教育文化会館で、板橋徳丸町キリスト教会牧師、朝岡勝師をお迎えし、「いま求められる告白と抵抗」いうテーマで講演をしていただきました。

このテーマは専門的なものに見えますが、告白と抵抗はキリスト者にとつて一番忘れてはならない問題です。つまり70数年前にあつた事実を忘れてはならないのです。キリスト教徒に對しての弾圧（信仰者ばかりではなく、政治的な弾圧も）が激しさを増していた時代。これを思い返して今に問い直して考えようと言う事です。それは、今の現実を見ても分ることでしょう。数々の諸問題を提起している政権を見過ごしには出来ません。今一度キリスト者のみならず、多くの人たちが現実から目を背けることなく立ち向かつて行きたいものです。

◆西部九条の会

西部九条の会では、6月11日（日）に「映像で見る監視社会」のつどいを行い、約20名が参加しました。

「共謀罪」が国会で審議され、国民生活に多大な影響が心配される中で、監視社会が「共謀罪」と密接な関係になるため、「映像で見る監視社会」（フランス制作）の実態と塚田先生から「共謀罪について」の学習を行いました。

映像は監視社会がすすんでいくアメリカとヨーロッパで「自由な暮らしが民主主義の基本であり、人々のプライバシーを侵害して監視されるのが許されるのか」、「犯罪を防止するためにはプライバシーが侵害されてもやむを得ない」、「監視社会は住民が互いに監視しあう」などの実態が映し出されました。また、国会で審議されている「共謀罪」に大きな問題が含まれていることなど、参加者で意見交換を行いました。

（大野）

自民党改憲草案を読む！④

「基本的人権」 11・12・13条

日本国憲法の中心の「国民の権利」が、自民党改憲案でどう変わるのを見てみます。

傍線は改定部分。ゴシックは自民党が実質的な改定事項としている部分です。

＊ (基本的人権の享有)

第十一条 国民は、すべての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。

(国民の責務)

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

(人としての尊重等)

第十三条 全て国民は、人として尊重される。声明、自由及び幸福追求に対する国民の権利に

ついては、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限尊重されなければならない。

＊

紙面の都合で現行憲法を載せられませんが、ぜひ読み比べてください。

一読して目立つのは第十三条で個人を人に書き換えていることです。

個人として尊重と、人として尊重ではどこが違うのでしょうか。ここが実は憲法のコアの部分です。憲法はそもそも、権力が国民の権利を侵害することがないように、国民に対して「ここまででは自由ですよ、保障しますよ」という約束なのです。「個人として尊重される」というのは、(国または公務員は)国民を一人一人違う価値観を持った人間として尊重するという意味なのです。それが「人」に変えられると、一人一人違う個性や価値観を持った個人としては違わず、イヌ、サルなどとは違うヒトという種類としての分類に

変えられてしまいます。逆に言えば、国、公務員は国民の個性や価値観を持った個人としては尊重しなくてよいとも読めるのです。これは人権の核心の部分です。

二番目に公益、公の秩序による人権の制限が大きな問題です。この公益や公の秩序という言葉が何を意味するかの記述がなくあいまいです。時の政府などの考えでどうにでも決められるものです。それは憲法改定されていない現在でもすでに行為れています。

「日米同盟は大切だ。米軍の求める沖縄の基地は公益上必要だ」という論理で政府は沖縄の基地を存続させ、県民が反対する新基地建設を進めています。これにより沖縄県民の「生命、自由、幸福追求の権利」は侵害されていないでしょうか。政府の論理を憲法に書き込むとするのが自民党憲法草案の大きなねらいといえます。

(ご意見・感想をお寄せください。)
higashikurume9@com.home.ne.jp

お知らせ

東久留米「九条の会」12周年のつどい 開催！

2017年11月26日(日) 13:30開演(開場13:00)
まろにえホール(東久留米市生涯学習センター)

講演：伊藤真さん(法学館憲法研究所所長、弁護士)

★オープニングには二本松はじめさんとまどかまるこさん(ヴァイオリン)の歌と演奏。乞うご期待です！

講演内容についてはまだ検討中です。憲法を無視した決議が次々と通り、憲法9条を変えずに、自衛隊を明記した3項を追加する話まで出てきました。今こそ九条の会の存在が重要になってきます。



映画「母—小林多喜二の母の物語」

10月6日

① 14:30

② 19:00

前売り一般

1000円

(当日1100円)

高校生以下・

障がい者500円

成美教育文化会館・グリーンホール

映画「母」上映実行委員会

問い合わせ 042-478-3266 (大山)